

**北海道公立大学法人札幌医科大学
「年度計画」**

平成20年度

北海道公立大学法人札幌医科大学

目 次

第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	1
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	4
(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置	6

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置	6
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	7

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置	8
(2) 産学官連携に関する目標を達成するための措置	10
(3) 国際交流・貢献に関する目標を達成するための措置	10

4 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 診療に関する目標を達成するための措置	11
(2) 臨床研究に関する目標を達成するための措置	12
(3) 臨床教育に関する目標を達成するための措置	12
(4) 地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置	13
(5) 運営の改善・効率化に関する目標を達成するための措置	14

第 2 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 運営に関する目標を達成するための措置	15
2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置	15
3 人事の改善に関する目標を達成するための措置	16

第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置	16
2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	16
3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置	17
4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	17

第 4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	17
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	18

第 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	18
2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置	18

第 6	予算、収支計画及び資金計画	-----	1 9
第 7	短期借入金の限度額	-----	1 9
第 8	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	-----	1 9
第 9	剰余金の使途	-----	1 9
第 1 0	その他		
1	施設及び設備に関する計画	-----	1 9
2	人事に関する計画	-----	2 0
3	積立金の使途	-----	2 0
(別紙)	予算	-----	2 1
	収支計画	-----	2 2
	資金計画	-----	2 3
(用語説明)		-----	2 4

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

- (ア) a (a) 高い倫理観を持った人間性豊かな医療人を育成するため、倫理学、心理学、哲学、法学等の社会性や生命倫理を養う各種教養教育に関するカリキュラムについて、点検し充実を図る。
 - (b) 両学部共通科目の設定や教養教育選択科目の多様化について、他大学の事例等を調査する。
- b (a) 専門教育に必要な基礎的能力を養うため、高校教育の状況などを踏まえ生物学、化学、物理学、数学、情報学等の各種基礎教育に関するカリキュラムを点検し、充実を図る。
 - (b) 医療人としての自覚を早期に養うことを目的とした体験実習やグループ討議等の改善・充実を図る。
- (イ) a 地域医療をはじめ社会に貢献できる医療人として専門的な知識、技術と多様化する課題への解決能力を身につけるため、各種専門教育に関するカリキュラムの充実を図る。
 - b 地域医療実習に関してカリキュラムへの導入を行う。
 - c 基礎配属について、その教育効果や実施方法等を点検し、改善方策を検討する。(医学部)
- (ウ) a チュートリアル教育、新入生セミナー等の少人数教育や、体験実習などの教育効果を検証し、効果的で多様なカリキュラムの設定について検討する。
 - b (a) コミュニケーション能力の向上に資する実践的な英語教育の充実を図る。
 - (b) 海外語学研修及びTOEIC・TOEFLの認定取得を学生に推奨する。
 - (c) 中国語や韓国語、ロシア語等の近隣諸国を中心に英語以外の外国語教育の整備・充実について検討する。

イ 大学院課程

- (ア) 課題の把握と問題解決に必要な手法を開拓できる能力を持ち、研究者として自立して研究に取り組むことができる人材を養成するため、カリキュラム及び教育・研究指導体制を点検し、改善・充実を図る。
- (イ) 医療・研究倫理や知的財産教育における実務家の参画など、より実践的な教育研究プログラムの編成について検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者の受入れ

(ア) 学士課程

- a 社会的情勢を踏まえ、特別推薦選抜入学者の増員など地域医療に従事する意志を有する者の選抜方法を検討する。
 - 多様な人材を採るための入学者選抜方法を検討する。(保健医療学部)
- b (a) オープンキャンパス等において高校生等に対する模擬講義や体験授業を実施する。
 - (b) 高校生を対象としたプレ教育のため、eラーニングプログラムを実施する。(保健医療学部)

- (c) 物理学、生物学など基礎科目のリメディアル教育プログラムを開発する。
- c (a) 受験希望者、保護者、高校の教職員などが必要としている情報を把握し、ホームページやパンフレットなどの内容に反映する。
- (b) オープンキャンパスの一層の充実に向け、開催内容などについて検討する。
- (c) 各種進学説明会に積極的に参加する。
- (d) 大学が提供する出前講義の項目や実績等をホームページ等でPRする。
- (e) 高校等の要望に応え、出前講義を積極的に実施する。
- d (a) 医療人育成センターを設置し、学生募集から入学者選抜試験の実施に至るまで一貫性を持って対応する。
- (b) 医療人育成センターを設置し、学生募集方法、選抜試験実施方法等の業務の点検、評価を行う。

(イ) 大学院課程

- a 社会人、外国人等、国内外から多様な資質及び学習・研究歴を持つ人材が確保できるよう、専攻・課程毎の入学者選抜方法を検討する。
- b (a) ホームページ、パンフレット等の内容を充実させるなど、各種広報媒体による積極的な情報発信を行う。
- (b) 学部学生や後期臨床研修医に対し説明会を実施するなど、大学院の教育・研究内容等を積極的に紹介する。
- (c) 他大学、各種研究機関等への募集案内を実施する。
- (d) 民間企業等の研究部門に研究教授制の周知を図る。
- c 夜間講義、長期履修制度等の充実やeラーニングプログラムの開発など、社会人の入学を促す体制について検討し、適宜実施する。
- d (a) 英語版ホームページの更新・充実に取り組む。
- (b) 中国語、韓国語、ロシア語等による広報について検討する。
- (c) 外国向け広報活動の実施方法について検討する。

イ 教育課程

(ア) 学士課程

【両学部共通】

- a 本学の理念や教育目標に沿ったカリキュラムの編成に努める。
- b 地域密着型チーム医療実習の成果を検証し、地域における実習内容の見直し・改善を図り、実施する。
- c (a) より実践的なコミュニケーション能力の向上を促すため、TOEFL、TOEIC、語学研修の実績等を活用した単位認定を行う。
- (b) 学生の自主的な英語学習を支援するため、TOEFL、TOEIC、USMLEの受験等に当たっての指導・助言体制について検討する。
- (c) アルバータ大学における英語研修プログラムを推進する。
- d (a) リメディアル教育を含めた両学部共通科目の開講や、両学部間における単位互換制度の導入について医療人育成センターを中心に検討する。
- (b) 他大学との単位互換制の導入について検討するため、他大学の状況を調査する。
- e 医療人育成センターを中心にカリキュラムの企画、点検、改善の検討を行う。

【医学部】

- f 医学概論・医療総論等のカリキュラムを検証し、教養教育・基礎教育と専門教育の効果的な統合について検討し、取組みの強化を図る。
- g (a) プライマリーケア、総合診療医育成教育、地域医療・地域保健政策に関する講義の充実を図る。
(b) 豊富な症例と医療の実態に接するため、臨床教授制度等を積極的に活用する。
(c) 地域の医療機関に学生を派遣し、地域医療を体験できるよう学外臨床実習体制の充実について検討する。
- h クリニカル・クラークシップ指針を平成20年度に作成する。
- i 臨床実習開始前共用試験（CBT、OSCE）の実施結果を検証し、カリキュラムの改善・充実に反映させる。
- j 新入生セミナー、医学概論・医療総論、先端医学研究セミナー、基礎医学セミナーなどの少人数グループによるカリキュラムの充実について検討する。

【保健医療学部】

- k 学科で横断的に実施する保健医療総論など、地域医療・チーム医療に関する講義・実習を充実する
- l 専門職としての最先端の知識と技術の効率的な学習を進めるため、専門教育カリキュラムを点検する。
- m 附属病院や、道立病院をはじめとした学外医療機関等との連携を深め、効果的な教育・実習体制の充実を図る。
特に、臨床実習指導者会議の開催など、臨床（地）実習指導者との協力関係を強化する。

(イ) 大学院課程

【両研究科共通】

- a (a) 学生の卒業後の進路を調査するなど、学生に対する教育、研究指導等の成果を検証する。
(b) 教育、研究指導等の成果の検証や学生の意見などを踏まえ、共通講義の拡充や科目選択の再編について検討する。
- b (a) 学生それぞれの学習・研究歴に対応した研究指導を行うとともに、学生の研究計画発表会を実施する。
(b) 学生の専門学会での発表を奨励する。
- c (a) 学位論文については、レフェリー制度のある英文学術雑誌等への投稿を奨励する。
(b) 英語論文の作成にあたって、経験者のアドバイスを受けやすい体制を作る。
(c) 学生の優秀な論文を表彰する制度について検討する。
- d 学生による授業評価等について、平成20年度中に実施する。
- e (a) 北海道大学、旭川医科大学との単位互換の協定に基づく、授業科目の内容等を検討する。
(b) 国内外の他大学院との単位互換制について、他大学の状況等を踏まえて検討する。

【医学研究科】

- f MD-PhD コースについて学生の意見を聴取するなど、教育成果を検証し、改善を図る。
- g 臨床医学研究コースを設置し、検証を行う。
- h 修士課程を開設する。

- i (a) 学内外の第一人者を講師にした医学研究セミナーや、履修コースに即した共通教育科目を充実し、全学生に幅広い知識・技術習得の機会を提供する。
- (b) 各講座等におけるセミナーの学生への周知に努める。

【保健医療学研究科】

- j 他大学、研究機関、医療機関等との連携交流を進め、学生の実習や調査研究のフィールドを充実する。
- k 各専攻相互の連携を図り、保健医療領域における大学院教育・研究プログラムの充実について検討する。
- l 専門看護師（クリティカルケア看護、精神看護）コースについて、学生の意見を聴取するなど、教育成果等を検証する。

ウ 教育方法

- (ア) 講義、演習、実験、フィールドワークなどの教育効果等を検証し、より効果的なカリキュラム編成等を検討する。
- (イ) チュートリアル教育について、学生の評価なども踏まえ教育効果を検証し、良質なシナリオの作成やチューターに対する適切な指導方法などを検討するとともに充実を図る。
- (ウ) a 教員の教育歴等に応じた体系的なFD活動を検討・実施する。
b 学生の授業評価結果を適切にフィードバックするなど、授業方法の改善を図る。
- (エ) 他大学との単位互換制の導入について検討するため、他大学の状況を調査し、課題を整理する。(再掲)
- (オ) ITを利用した教育方策の推進に向け、学生に対し要望調査を実施する。
- (カ) a 医学研究科においては、TA・RA制度を検証し、大学院学生への指導や待遇のあり方を検討する。
b 保健医療学研究科においては、TA制度及びRA制度の導入について検討する。

エ 成績評価

- (ア) a 適切な定期試験、共用試験、卒業試験等の適切な実施により、厳正かつ公平な成績評価を行う。(学士課程)
b 教育効果、目標達成度の測定する方法として試験以外のものについて検討する。
c 実習に係る授業科目について、より客観的な教育効果を測定するため、成績評価方法等を検討する。(学士課程)
- (イ) a 学生に対し授業科目に関する各種情報を分かりやすく提供するため、シラバスに全授業科目の到達目標、評価方法、評価基準等について、科目間の統一を図り、明確に記載するよう取り組む。
b 成績評価のための課題レポート、定期試験等の評価基準の開示について検討する。
- (ウ) a 学部において、各年次における学業成績が特に優秀な学生の表彰制度について検討する。
b 大学院において学業成績が特に優秀な学生の表彰制度について検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 実施体制及び教職員の配置

- (ア) 両学部教員が相互に担当することのできる講義・実習について検討する。
- (イ) 本学の理念や教育目標に沿ったカリキュラムの編成に努める。(再掲)

- (ウ) 教育に関する調査・研究及び企画・調整機能を強化するため、教育専任教員制度の充実について検討する。
- (エ) 教員の採用に当たっては、採用する分野等を考慮し、教育能力・教育実績も重視した選考方法について実施する。
- (オ) a 常勤教員のFD活動への参加を促すため、開催案内等の周知を徹底するとともに、教員が参加しやすくなるよう工夫を図る。
b FD活動やPBLチュートリアル教育のチューターとしての参加状況を教育活動評価へ反映するよう検討する。
- (カ) a 非常勤講師の委嘱基準の作成について検討する。
特に、道外からの非常勤講師の委嘱については方針に基づき実施する。
b 非常勤講師の評価のあり方について検討する。
- (キ) 豊富な症例と実地医療の実態に接するため、臨床教授制度等を活用し、地域の医療機関との連携を図るなど、学外臨床実習体制を充実について検討する。(再掲)
特に、プライマリーケアや専門性のある臨床指導の強化について検討する。
- (ク) 学部、学科、大学院研究科等の教育活動状況を点検し、弾力的かつ適切な教職員の配置を行う体制の整備について検討する。
- (ケ) a 夜間講義、長期履修制度等の充実やeラーニングプログラムの開発など、社会人の入学を促す体制について検討する。(再掲)
b 研究教授制の活用や社会人学生の学習、研究履歴に応じたきめの細かい指導など、研究指導体制の充実に取り組む。
- (コ) 研究生、聴講生等に対し要望調査等を実施し、教育・研究体制の充実に努める。

イ 教育環境

- (ア) a 補習的な教育や、遠隔地からの学習要求等に対応できるよう、eラーニングプログラムなどIT技術等を活用した教育方法・環境の工夫について検討する。
b 物理学、生物学など基礎科目のリメディアル教育のためのeラーニングプログラムを実施する。(保健医療学部)(再掲)
- (イ) 履修登録や講義情報などの各種教務事務の簡素化・効率化が図られるよう、教務システムの検証を行う。
- (ウ) 耐震構造への改修、講義室の改善など、教育施設の計画的な整備を進める。
- (エ) a 図書館について、学生等の要望を踏まえ各種サービスの拡充を図る。
b 情報システム部門における教育支援システムの充実について検討する。
c 講義室・学習室等の使用・予約情報のIT化について検討する。
- (オ) 標本館の効率的運用、教育支援上の工夫について検討するとともに、収集資料のデジタル化を進める。

ウ 教育の質

- (ア) 本学の理念や教育目標に沿ったカリキュラムの編成に努める。(再掲)
- (イ) a FD活動のためのセミナーやワークショップを実施し、教員、特に助教の積極的参加を促す。
b 教員相互の授業参観などによる授業評価等の実施について検討する。
c FD活動の参加実績等について教員評価に反映するよう検討する。(再掲)
- (ウ) a 全科目について学生による授業評価を実施することとし、実施結果を授業へ反映させる方法等について検討する。
b 実施結果を公表することにより、優れた授業をした教員に対して、インセンティブを与える方法を検討する。
c 優れた授業方法を教員間で共用する方法を検討する。

(エ) カリキュラム等の改善を進めるにあたって、学生からの意見を参考とする。

(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置

ア 学習等支援

- (ア) a 学生担当教員制度を充実し、学習相談・支援体制を整備する。
b 新入生オリエンテーションや各学年次における学習ガイダンスを充実し、きめ細かな履修指導を行う。
- (イ) a シラバスをウェブ化し、学生の利便性を高める。
b 教材、模範解答などの学習データベース化について検討する。
- (ウ) 学生との教育相談・意見交換や、学生への連絡事項等の伝達について、ITを活用した取組みを進める。
- (エ) 学生に対するきめ細やかな就職・進路に関する各種情報の提供方法について検討する。
- (オ) a I S Tの有効活用を図る観点から、自主的学習のための施設利用情報の提供等を行い、講義室・学習室等の使用・予約情報のIT化について検討する。
(再掲)
b 国家試験に関する相談・指導体制の充実を図る。
- (カ) サークル活動、ボランティア活動など学生の自主的活動を奨励・支援する。
- (キ) 地域における実習や海外研修事業など、学生参加型プログラム等に対する学生の意見・要望を聴取し、適宜事業へ反映させる。

イ 経済的支援

- (ア) 各種奨学金制度を積極的に周知するなど、活用を支援する。
- (イ) 他大学の授業料等の減免方法を踏まえ、減免のあり方について検討する。
- (ウ) 教育ローン制度の活用について、学生、保護者等に対し周知し、修学支援を強化する。

ウ 生活支援及び健康管理

- (ア) a 学生の要望を踏まえ、福利厚生施設の改善・充実を図る。
b 女子学生の要望を踏まえ、女子学生に配慮した学内環境整備について検討する。
- (イ) 生活相談、セクシャルハラスメント相談、アカデミックハラスメント相談などの総合相談体制の充実を図る。
- (ウ) a 学生全員が健康診断を受診するよう取り組む。特に、大学院生の前年度未受診者に対しては、受診を徹底させる。
b 学生に対する禁煙啓発・指導を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性

- (ア) 建学の精神である「進取の精神と自由闊達な気風」の下に先端医学・医療及び地域医療貢献等の発展に寄与する基礎研究及び臨床研究を推進する。
- (イ) a 道、市町村等との連携を深め、道民の医療・保健・福祉に関する社会的要請の高い研究を推進する。
b 道など関係機関と定期的な意見交換を実施する。
- (ウ) 人的交流や情報発信など企業等との連携を強化し、産業界のニーズに対応した研究を推進する。

イ 大学として重点的に取り組む領域

- (ア) 大学として重点的に取り組む研究分野を選定し推進する仕組みの構築について検討する。
- (イ) 大学として十分配慮すべき研究分野に対する支援策について検討する。

ウ 成果の社会への還元

- (ア) 研究成果等を公表するため、印刷物やホームページの改善・充実を進めるなど、多種多様な広報媒体の活用について検討する。
- (イ) 研究成果を広く社会に発信するため、公開講座、フォーラム等を開催する。
- (ウ) 年報等の研究業績に関する学外向け刊行物のあり方について検討する。
- (エ) a 産業界のニーズを的確に把握する体制について検討する。
b 研究者データベースの更新・充実を図る。
c 学内研究テーマを分類し、研究内容から研究者がわかるようなシステムについて検討する。
- (オ) 産学連携ポリシーに基づき、研究成果の社会還元を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 研究機能

- (ア) 新たな発展的領域等に対する人的資源等を重点的に配置する。
- (イ) a 学内外との人事交流を促進する。
b 教員任期制度の適切な運用を図る。
- (ウ) a 大学と企業等との研究上の連携を強化するための方策について検討する。
b 企業、関係機関等に研究教授制の周知を図る。
- (エ) 医学部附属研究所の再編・統合に向け、全学的見地から今後の附属研究所のあり方について、19年度に設置された「札幌医科大学における研究所機能のあり方検討小委員会」において検討する。
- (オ) 倫理委員会及び臨床研究審査委員会における案件処理の効率化、迅速化及び透明性に配慮した体制について検討する。
- (カ) 教育研究機器センターの機器の適切な維持、補修、更新を計画的に実施する。
- (キ) 学内共同利用施設に関し、職員の適正な配置、管理業務の効率化並びに両学部において利用しやすい制度・体制の構築について、19年度に設置された「札幌医科大学における研究所機能のあり方検討小委員会」において検討する。
- (ク) 各講座等の研究室、研究環境の改善に努める。

イ 研究の質

- (ア) 学内間で連携して取り組む研究の中で、大学として重点的に取り組む研究等に対し、資金の優先的な配分方法について検討する。
- (イ) 小樽商科大学、北海道医療大学をはじめ、帯広畜産大学、室蘭工業大学等との共同研究を推進する。
- (ウ) 研究プロジェクトや組織単位などの研究活動について、自己評価や外部評価を活用し適切に検証する。
- (エ) a 研究者ごとの研究目標の設定及び公表について検討する。
b 研究者ごとの研究活動に関し適切に評価するための評価基準等の作成について検討する。
- (オ) 評価結果を踏まえ研究者ごとに改善策を盛り込んだ計画の作成のあり方について検討する。

ウ 研究資金

- (ア) a 科学研究費補助金等に関する若手研究者向けの説明会の実施、メールマガジンやホームページによる各種助成金等に関する情報を迅速に周知する。

- b 事務手続の支援や相談体制の整備・強化など、産学・地域連携センターの機能を充実する。
- (イ) 国などの重点施策事業等の獲得に向け、必要に応じてプロジェクトチーム等を設置する。
- (ウ) a 研究シーズ集等研究内容を紹介するための印刷物などの作製を行う。
b 道内外の研究成果展示会に出展するなど、研究シーズについて積極的な情報発信を行う。
c 質が高く、効率的な治験を推進するため、治験管理室の整備・充実について検討する。
- (エ) a 研究者等の研究活動の評価結果を考慮して教育研究費を配分する制度を導入する。
b 中・長期的視野に立った大学の方針の下、重点的に取り組む領域を考慮して教育研究費を配分する制度を導入する。
- (オ) 学長裁量経費の採択事業について、事後評価の実施体制を整備する。

エ 知的財産

- (ア) a 知的財産管理体制や継続的に管理運営する方法等を検討する。
b 知的財産に関する規程を整備するとともに、適宜必要な見直しを進める。
c 知的財産の創出、取得等に関する取組を啓発するため、各種説明会等を開催する。
- (イ) a 大学院学生、学部学生等を対象とした知的財産に関する教育を推進・充実する。
b 地域で医療や研究に従事している者を対象とした知的財産遠隔教育を行う。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置

- ア (ア) 臨床研修センターと臨床研修協力病院との連携を深め、初期臨床研修プログラムの改善・充実を図る。
a 臨床研修プログラムの充実について検討する。
b 臨床研修協力病院との連携強化を推進する。
- (イ) 附属病院の教育機能を効果的に活用し、後期研修、専門医養成を中心に、生涯教育にも対応できるよう地域医療教育支援センターの充実を図る。
a センターによる地域医療支援（後期研修・専門医養成）の充実を図る。
b センターによる地域医療支援（生涯教育）としてセミナー等を実施する。
- (ウ) a 学外の医療専門職員を対象とした公開講座、技術講習会等を実施する。
b 看護協会等の職能団体が実施する研修会等への支援を行う。
c 附属病院の教育機能を効率的に活用し、地域医療のレベルアップを図るため、地域からのコメディカルスタッフ臨床実習受入の充実を図る。
- (エ) 地域医療連携室により紹介、逆紹介にわたる地域連携のあり方を検討し、地域連携の充実を図る。
a 地域医療連携室による紹介患者受入を推進する。
b 地域医療連携室による逆紹介の推進に努める。
- (オ) 高度救命救急センター、北海道リハビリテーション支援センター、エイズブロック拠点病院及び基幹災害医療センターとして関係医療機関の支援を推進する。
a 中核的医療機関としての機能を充実し、関係医療機関への支援の充実を図る。
b メディカルコントロール体制整備支援事業により救命救急医療の質の向上を図る。
c 附属病院の教育機能を効率的に活用し、地域医療のレベルアップを図るた

め、地域からの臨床実習受入の充実を図る。(再掲)

- (カ) a 地域医療機関への医師派遣について、医師派遣調整部会による窓口一本化によって、医師派遣体制の充実を図る。
 - (a) 大学が行う医師派遣（札幌医科大学の医師派遣システム、地域医療支援センター派遣）の一元化を図る。
 - (b) 派遣医師の処遇や、地域での医療支援に対する評価について検討を進める。
 - b 医師以外の医療専門職員について、ニーズの把握を含め、大学として派遣決定する仕組みを検討する。
 - c 道、市町村等の要請に応じ、地域医療に関する政策立案に協力する。
- イ (ア) a 北海道医療対策協議会へ積極的に参画する。
- b 道との情報交換を行うとともに、必要に応じて意見交換会を開催する。
 - c 市長会、町村会等を通して行った期待事項の調査結果を検討し、課題を整理するとともに関係部署に報告する。
 - d 市町村、各種団体等の医療、保健、福祉等に関する計画や企画立案の要請に積極的に対応する。
 - e 医療、保健、福祉等の分野における本学の多彩な専門性を有した人的資源による支援活動の実施について、市町村等へ積極的に広報を行う。
 - f 道、市町村等からの審議会等の委員への就任要請に対し積極的に対応する。
 - g 道、市町村等からの健康活動等に関する講師等の派遣要請に対し積極的に対応する。
- (イ) a 市長会、町村会等を通して把握した期待事項を検討する。
- b 地域の特殊性に根ざした研究について取組を進める。
- ウ (ア) a 疾病の予防や健康づくりに関する公開講座や講演等を積極的に開催するための学内体制について検討する。
- b 疾病の予防や健康づくりに関し、各種メディア、自治体広報誌、ホームページ等を利用した積極的な情報発信を行う。
 - c 北海道新聞社との提携・協力による「健やか北海道プロジェクト」を推進する。
 - d 平成18年度から実施した介護予防キャラバンを引き続き実施する。
 - e 大学が提供する出前講義の項目（メニュー）や実績等をホームページ等で引き続きPRする。(再掲)
 - g 高校等の要望に応え、出前講義を積極的に実施する。(再掲)
- (イ) a 図書館について、文献検索、文献複写サービスの充実など、図書館機能のサービス拡充について検討する。
- b 地域の医療関係従事者を対象とした地域医療支援システムの改修を行い、情報センター機能のサービス拡充を図る。
 - c 学外医療関係者等に対する標本館の利用拡大方策について検討する。
- (ウ) 地域における医療専門職員の養成支援のため、臨床教育実習生、解剖実習見学等の積極的な受入れを進める。
- (エ) 各種教育研究機器等を他の教育・研究機関等の利用に供するにあたり、機器等の範囲、料金設定等について検討する。
- (オ) 大学施設の開放に当たって、住民等のニーズを把握し、開放する施設（ホール等）の範囲、料金設定等について検討する。
- (カ) 民間医療機関等が実施する高度医療や研究に係る倫理面等の審査受託について、地域のニーズや他大学の実施状況、調査結果を踏まえ検討する。

(2) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

- ア (ア) 研究シーズに対する目利きを行える人材や、共同研究先との契約条件を検討する人材など、専門的な知識を有する人材の確保について検討する。
 - (イ) a センター機能を円滑に発揮するための組織体制を検討する。
 - b 事務手続の簡素化及び相談体制の整備・充実について検討する。
- (ウ) 受託事業、包括提携など使い勝手の良い連携手法について検討する。
- イ (ア) 学外技術移転機関等との連携方策について検討する。
 - (イ) a 研究者情報や研究シーズなどの研究情報を研究者データベースや講座訪問を活用し収集する。
 - b 研究成果を広く社会に発信するため、公開講座、フォーラム等を企画し、情報提供を図る。(再掲)
 - c 道内外の研究成果展示会に出席するなど、研究シーズについて積極的な情報発信を行う。(再掲)
- (ウ) 本学が取り扱った事例に関する情報の蓄積と事後検証を行う体制について検討する。
- ウ (ア) a 科学研究費補助金等に関する若手研究者向けの説明会の実施、メールマガジンやホームページによる各種助成金等に関する情報を迅速に周知する。(再掲)
- b 事務手続の支援や相談体制の整備・強化など、産学・地域連携センターの機能を充実する。(再掲)
- (イ) a 学内知的財産管理体制や継続的に管理運営する方法等を検討する。(再掲)
- b 知的財産に関する規程について検証し、適宜必要な見直しを進める。(再掲)
- c 知的財産の創出、取得等に関する取組みを啓発するため、各種説明会等を開催する。(再掲)
- (ウ) 研究者のインセンティブを確保する仕組みの整備について検討する。
- エ (ア) 産学連携ポリシーについて、産学連携に関する取組状況を踏まえ、見直しについて検討する。
 - (イ) 産学官連携の成果を評価する方法を検討する。
- オ (ア) 道関係部との連携を推進する。
 - (イ) 小樽商科大学と北海道医療大学、室蘭工業大学の連携協定に基づく取組みを進める。
 - (ウ) 小樽商科大学、北海道医療大学をはじめ、帯広畜産大学、室蘭工業大学等との共同研究を推進する。(再掲)
 - (エ) 他大学等の研究情報等の収集に努める。
 - (オ) 企業等との包括連携協定の締結に向けた取組みを検討する。

(3) 国際交流・貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 交流協定更新時には、当該大学とのこれまでの交流内容を検証し、見直し等を含めた今後の交流のあり方について検討し、交流促進に取り組む。
- イ (ア) 教職員の派遣等により諸外国での医療活動を支援する。
 - (イ) 諸外国からの研修員の受入等により医療技術指導などの支援に取り組む。
- ウ 各種助成制度等を有効に活用し、教職員の海外派遣を推進する。
- エ 学生の海外研修について、参加学生の意見も踏まえ、改善・充実に向けた検討を行う。(再掲)
- オ (ア) 英語版ホームページの更新・充実に取り組む。(再掲)
 - (イ) 外国向け広報活動の体制について検討する。(再掲)
- カ (ア) 留学生の多様な関心・学力に対応した学習・研究支援を行う。

- (イ) 留学生に対する相談・カウンセリングを実施する。
- (ウ) 国際医学交流センター機能の充実について検討する。
- キ (ア) 国際交流・貢献を推進するため、経費の効率的・弾力的な執行など実施方法を工夫する。
- (イ) 国際交流・貢献の推進組織体制について検討する。
- ク 国際的に高く評価されている研究に重点的に取り組む。

4 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 診療に関する目標を達成するための措置

ア 患者の満足と信頼を得られる医療

- (ア) 患者にわかりやすい臓器別・疾患別の診療科の導入を検討する。
- (イ) 診療科（外来、病棟）、中央診療部門、看護部門及び事務組織を点検し、診療機能・診療支援機能の充実を図る。
 - a セカンドオピニオン外来の充実を図る。
 - b 外来診療のあり方を検討し、新来患者の予約制の導入や診療時間や診療日の拡大を検討する。
 - (a) 新来患者の予約制を検討する。
 - (b) 診療時間や診療日の拡大を検討する。
- (ウ) 患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図るとともに、診療実績などの公開を目指す。
 - a 個人情報保護法に対応して内部の情報管理体制を整備し、個人情報の保護管理を徹底するとともに、患者が納得する診療情報の提供に努める。
 - b 電子カルテの運用に伴う情報管理体制を整備するとともに、院内統計資料等を活用し附属病院のホームページの充実を図る。
 - (a) 院内統計資料を整備する。
 - (b) ホームページを充実する。
 - c 患者が安心して相談を受けられるよう相談・苦情処理の体制を充実させるとともに、改善策や苦情を活かすよう職場研修や講演会を実施する。
 - (a) 相談・苦情処理の改善や活用のため、職場研修や講演会を開催する。
- (エ) 安心して快適に医療を受けられるよう外来患者、入院患者の環境改善に継続的に取り組む。
 - a 診療に伴って生じる、患者やその家族のさまざまな不安や疑問を解消するため、相談・支援機能の充実を図る。
 - (a) 外国人患者に対するサービスの向上に努める。
 - b 外来診療室について、プライバシーに配慮するよう改善する。
 - c 早期回復や、快適に入院生活を過ごせるよう献立に配慮するとともに、退院後の食生活を自己管理できるようになるため適切な栄養相談が受けられるよう方策を検討し、実施する。
 - d 選択食の充実を図る。
 - e 院内飲食施設の充実を図る。
 - f 家族談話コーナー等の充実を図る。
 - g ロビーコンサート、美術展など院内イベントを引き続き実施する。
 - h 院内貸出図書等の充実を図る。
- (オ) 附属病院の提供する医療水準の質の向上を目指して、患者によるサービスの評価体制の確立を目指す。
 - a 患者アンケートを実施する。
 - b 患者が気軽に質問や相談ができるよう医療相談コーナー、健康相談コーナー等を充実させる。また、患者アドボカシー室等の相談組織の設置を研究する。

- (a) 患者アドボカシー室等の相談組織の設置を研究する。
- (カ) 附属病院に求められる高度な先進医療を推進するため高度医療、先端医療に資する医療機器を導入、整備する。
 - a 高度の治療を迅速に行えるよう高度医療、先端医療に資する画像診断機器の整備を行う。(MRI 機器の導入予定)
 - b 高額医療機器については、診療内容の変化に対応した計画的・効果的な整備を行う。
 - c 一般医療機器については、現有機器の老朽更新の必要性を精査し、効果的な整備を行う。
- (キ) 高度救命救急センターにおける、ICU、SCUを充実し、併せてCCU、小児救急、精神救急、容態が安定し一般病床に移転するまでのHCUの設置を検討する。
 - a ICU、SCUの充実について検討を行う。
 - b HCU、CCU、小児救急、精神救急の設置を検討する。

イ 医療の安全体制の充実

- (ア) 特定機能病院に相応しい医療安全管理を図るため、医療安全推進室の医師や事務職員の専任化を検討するなど、体制を充実、強化するとともに、医療安全推進部の立ち上げを検討する。
- (イ) 各所属のリスクマネジメントを充実、強化し、職員個々のリスク感性を高める。
 - a 防災、安全衛生、医療安全など危機管理を総合的に統括し、情報発信する危機管理監の設置を検討する。
 - b 内部報告や、苦情・投書などに対しては、医療上の最善の処置を実施するとともに、初期の段階から法的・社会的な見地に立ち、組織として適切に対応できるよう体制を充実、強化する。
- (ウ) 院内感染予防と対策を強化するため、感染管理室の機能・体制を充実、強化するとともに感染制御部の立ち上げを検討する。

(2) 臨床研究に関する目標を達成するための措置

- ア 医薬品、食品等も含んだ特色ある研究体制・治験体制を充実させる。
 - (ア) 高度化する医療需要に対応し、専門性と特色を持った研究を実施するための院内体制の整備・充実を行う。
 - (イ) 附属病院の研究機能を生かし、特定保健用食品の共同開発に取り組むため、実施体制の整備に向けて検討を行う。
- イ 産学官の連携による共同研究やトランスレーショナルリサーチを推進し、充実させる。
 - (ア) 地域における健康増進と、医療のレベルアップを図るため、産学・地域連携センター、知的財産管理室との連携を強化する。
 - (イ) 医師の主導による産学連携の仕組みを構築し、トランスレーショナルリサーチを推進する。

(3) 臨床教育に関する目標を達成するための措置

- ア 医学部、保健医療学部の連携を図り、附属病院の教育機能を活用し、診療参加型臨床実習(クリニカル・クラークシップ)を充実するなど、医師やコメディカルスタッフの、体系的で質の高い卒前臨床教育を推進する。
- イ 生涯教育の充実を図り、優秀な医師やコメディカルスタッフの育成に取り組む。
 - (ア) 優秀な医療従事者を育成するために研修プログラムを充実するとともに、地域のニーズに応じて専門診療分野の変更をも含む再教育に協力、支援する。
 - a 研修プログラムの充実を図る。

- (イ) プライマリーケア医として地域に定着を促進するため、地域医療教育支援センターに、生涯教育機能を付加する。
 - a センターによる地域医療支援（生涯教育）としてセミナー等を実施する。（再掲）
 - (ウ) 附属総合情報センターと連携し、臨床登録医制度を中心に、道内医療関係従事者に対して医療情報の提供を図る。（再掲）
 - (エ) 附属病院の教育機能を効率的に活用し、地域医療のレベルアップを図るため、地域からの臨床実習受入の充実を図る。（再掲）
 - (オ) 高度医療を担うコメディカルスタッフを育成するため、教育や研修の充実を図る。
- ウ 社会の求める優秀な医療人を育成するため、臨床研修センターの臨床研修に対するコーディネート機能を強化し、附属病院の豊富な教育資源を十分に活用して、体系的で質の高い研修プログラムの充実を図る。

（４）地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 臨床研修センターと臨床研修協力病院との連携を深め、初期臨床研修プログラムの改善・充実を図る。（再掲）
 - (ア) 臨床研修プログラムの充実について検討する。（再掲）
 - (イ) 臨床研修協力病院との連携強化を推進する。（再掲）
- イ 附属病院の教育機能を効果的に活用し、後期研修、専門医養成を中心に、生涯教育にも対応できるよう地域医療教育支援センターを充実する。（再掲）
 - (ア) センターによる地域医療支援（後期研修・専門医養成）の充実を図る。（再掲）
 - (イ) センターによる地域医療支援（生涯教育）としてセミナー等を実施する。（再掲）
- ウ 地域医療連携室により紹介、逆紹介にわたる地域連携のあり方を検討し、地域連携の充実を図る。（再掲）
 - (ア) 地域医療連携室による紹介患者受入を推進する。（再掲）
 - (イ) 地域医療連携室による逆紹介の推進に努める。（再掲）
- エ 高度救命救急センター、北海道リハビリテーション支援センター、エイズブロック拠点病院及び基幹災害医療センターとして関係医療機関の支援を推進する。（再掲）
 - (ア) 中核的医療機関としての機能を充実し、関係医療機関の充実を図る。（再掲）
 - (イ) メディカルコントロール体制整備支援事業により救命救急医療の質の向上を図る。（再掲）
 - (ウ) 附属病院の教育機能を効率的に活用し、地域医療のレベルアップを図るため、地域からの臨床実習受入の充実を図る。（再掲）
- オ 地域医療機関への医師派遣について、医師派遣調整部会による窓口一本化によって、医師派遣体制の充実を図る。（再掲）
 - (ア) 大学が行う医師派遣（札幌医科大学の医師派遣システム、地域医療支援センター派遣）の一元化を図る。（再掲）
 - (イ) 派遣終了後の医師による地域医療研修（トレーニング）システムの構築を検討する。
 - (ウ) 派遣医師の処遇や、地域での医療支援に対する評価について検討を進める。（再掲）
- カ (ア) 疾病の予防や健康づくりに関する公開講座や講演等を積極的に開催する。（再掲）
 - (イ) 疾病の予防や健康づくりに関し、各種メディア、自治体広報誌、ホームページ等を利用した積極的な情報発信を行う。（再掲）
 - (ウ) 北海道新聞社との提携・協力による「健やか北海道プロジェクト」を推進する。（再掲）

(5) 運営の改善・効率化に関する目標を達成するための措置

- ア 経営指標の把握と分析を充実し、改善目標と進行状況の共有化により、経営改善の進捗管理を行う。
- (ア) 新経営改善計画の進捗状況の点検と今後の方向性の整理を行う。
 - (イ) 附属病院の経営情報を把握し、病院長に病院経営情報として提供するための、病院経営企画室を設置する。
 - (ウ) 院内において経営改善の進捗管理に必要な経営指標を整備し、定例的に状況を把握し周知するとともに、必要な対策を早期に実施し、経営改善を推進する。
- イ 病院運営をより効率的に進めるための診療科の臓器別再編、中央診療部門・事務局組織など機能的な組織体制を整備する。
- (ア) 患者にわかりやすい臓器別・疾患別の診療科の導入を検討する。(再掲)
 - (イ) 病院事務局における事務の集中化や、事務の外部委託を実施する。
 - (ウ) 看護師免許を有する教員の附属病院における診療参加の拡大を図る。
 - (エ) 理学療法士・作業療法士免許を有する教員が、可能な限り各々の専門領域の診療科で定期的に診療活動が行えるように検討する。
 - (オ) 適切な診療報酬請求事務・査定対策を図るため、医師に対する情報提供、委託業者に対する指導・監督等を行うとともに、国の医療制度改革の状況をいち早く院内に徹底できるよう、医事体制の充実、強化を行う。
- ウ 在院日数短縮、病床の有効利用等、効率的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。
- (ア) 平均在院日数(一般病棟)を、18日まで短縮する。
 - (イ) 病床の有効利用について検討する。
 - a 看護体制入院患者比率は平均100%を目指す。
(看護体制入院患者比率：看護基準に対応した最大の患者数に対する入院患者数の割合)
 - b 適正な病床数について検討する。
 - (ウ) 未収金残高を平成17年度実績に比べ20百万円圧縮する。
 - (エ) 適切な診療報酬請求事務・査定対策を図るため、医師に対する情報提供、委託業者に対する指導・監督等を行うとともに、国の医療制度改革の状況をいち早く院内に徹底できるよう、医事体制の充実、強化を行う。(再掲)
 - (オ) 高度の治療を迅速に行えるよう高度医療、先端医療に資する画像診断機器の整備を行う。(MRI機器の導入予定)(再掲)
 - (カ) 医療材料費率の引き下げを図る。
- エ 適正な物品管理システムを整備し、医療材料在庫の適正管理を図る。
- (ア) 登録医療材料の品目整理、標準化を行い、在庫の適正管理や購入コストの削減を行う。
 - (イ) 後発医薬品の利用拡大を図る。
- オ 部門毎の業務の見直しや、適切な職員の配置などにより、運営コストの削減に努める。
- (ア) 業務を見直す中で、委託範囲の見直しや、新たに委託業務を拡大するなど、効率的な組織運営を行う。
- カ 迅速で安全、効率的な医療サービスの提供のため、入院電子カルテの充実、外来電子カルテの導入を進め、病歴管理を推進する。
- (ア) 入院電子カルテの充実を図る。
 - (イ) 外来電子カルテの導入を検討する。
- キ 新たな病院機能のあり方について検討を行う。
- (ア) 高度救命救急センター、エイズブロック拠点病院、基幹災害医療センター等、中核的医療機関としての役割を担っていくため、病院機能・施設の充実や、新た

- な病院機能について検討を行う。
- ク 迅速で効率的な病院運営を実現するため、病院長がリーダーシップを一層発揮できる仕組みを整える。
- (ア) 病院長のリーダーシップの下、迅速で効率的な病院運営を行うため、病院長を補佐する副院長と病院長補佐を充実するとともに、病院運営会議を設置し、病院経営企画室を設置する。
- ケ 平成21年度の、日本医療機能評価機構による病院評価の継続認定取得に向けて準備を進める。

第2 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 運営に関する目標を達成するための措置

- (1) ア 役員会、経営審議会、教育研究評議会等を効果的・機動的に運営し、迅速で的確な意思決定を行う。
- イ 各種委員会の活動状況等調査結果を踏まえ、所管課等において統廃合の検討を行う。
- ウ 役員のマネジメントを補佐する体制を検討する。
- エ 適切に監査を実施し、業務全般の合理性や効果の検討、評価を行う。
- オ 外部登用役員・委員の知見を積極的に活用した法人運営を図る。
- カ 組織や人員配置を弾力的に行う仕組みについて検討する。
- (2) ア 全役職員が法令や社会的規範を遵守した活動を行うため、各種ガイドラインの策定や、啓発のための研修会の実施などについて検討する。
- イ 研究上の不正行為や研究費の不正受給を防止するため、行動指針などの倫理プログラムの策定について検討する。

2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の改善

- ア (ア) 講座制・学科目制の基本的なあり方について検討する。
- (イ) 本学の理念や教育目標に沿ったカリキュラムの編成に努める。(再掲)
- イ 学術の進展や道民のニーズを踏まえた教育研究の重点化に取り組み、教員配置を弾力的に行う仕組みについて検討する。
- ウ 19年度に設置された「札幌医科大学における研究所機能のあり方検討小委員会」において検討する。(再掲)
- エ 医療人育成センターを設置し、両学部共通科目の開講の実施、学内共同研究の推進、附属病院の教育機能を活用した診療参加型臨床実習の充実など、学部間、学部・附属病院間等での連携強化に取り組む。
- オ (ア) 共同研究及び寄附講座を受入れる。
- (イ) センター機能を円滑に発揮するための組織体制を検討する。(再掲)

(2) 事務等の改善

- ア 事務事業の定期的な点検を行い、定型的・機械的業務等の外部委託化を拡大する。
- イ (ア) a 事務局の専門性及び企画立案機能の向上を図る。
- b 専門職職員の配置とプロパー職員の育成について配置を進める。
- (イ) 教員と事務職員の協働体制を構築する。
- ウ 限られた人員を有効に活用し、新たな課題等について柔軟に対応する方策を検討する。

3 人事の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) ア (ア) 教員の任期制導入に伴う処遇への反映、適正な再任判定方法について検討する。
 - イ 教員の採用にあたって公募を積極的に行う。
 - イ 交替制勤務や裁量労働制を適切に運用する。
- (2) ア (ア) 事務職員等について多様な採用制度を実施する。
 - (イ) 学務、病院事務、産学連携に関する事務など、大学専門職（経験者）の採用について検討する。
 - (ウ) 他大学等との人事交流を推進する方策について検討する。（再掲）
 - (エ) 公立大学協会等、他機関が実施する研修への参加を含め、各種専門職研修を実施する。
 - イ (ア) 法人職員の独自採用を進める。（再掲）
 - (イ) 道派遣職員から法人職員への身分の切替えのあり方について検討する。
- (3) ア (ア) 教員評価制度を適切に運用する。
 - (イ) 評価結果の処遇等への反映について検討する。
 - イ (ア) 職員の適切な評価制度を構築する。
 - (イ) 業績評価を反映する給与制度（昇給・勤勉手当）など、評価結果に基づきインセンティブを付与するシステムの導入について検討する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置

- (1) 道民に理解されやすい財務諸表等を作成する。
- (2) 大学の運営、経営分析に必要な会計情報を集約する。
- (3) 【第 1-3(2)「産学官連携」、第 1-4「附属病院」、第 3-2「外部資金その他の自己収入の増加」、第 3-3「経費の効率的執行」などの項目に具体的取組を記載】

2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- (1) ア 科学研究費補助金等に関する若手研究者向けの説明会の実施、メールマガジンやホームページによる各種等助成金等に関する情報を迅速に周知する。（再掲）
 - イ 事務手続の支援や相談体制の整備・強化など、産学・地域連携センターの機能を充実する。（再掲）
- (2) 国などの重点施策事業等の獲得に向け、必要に応じてプロジェクトチーム等を設置する。（再掲）
- (3) ア 研究内容を紹介するための印刷物の作製を行う。（再掲）
 - イ 道内外の研究成果展示会に出展するなど、研究シーズについて積極的な情報発信を行う。（再掲）
 - ウ 質が高く効率的な治験を推進するため、治験管理室の整備・充実について検討する。（再掲）
- (4) ア 学内知的財産管理体制や継続的に管理運営する方法等を検討する。（再掲）
 - イ 知的財産に関する規程について検証し、適宜必要な見直しを進める。（再掲）
 - ウ 知的財産の創出、取得等に関する取組みを啓発するため、各種説明会等を開催する。（再掲）
- (5) 【第 1 の 4 「附属病院に関する目標を達成するための措置」に記載】
- (6) 各種研修会等の実施にあたって、それぞれの開催目的、対象者等を勘案し、受講料、参加費等の徴収について検討する。
- (7) ア 各種教育研究機器等を他の教育・研究機関等の利用に供するにあたり、機器等の

- 範囲、料金設定等について検討する。(再掲)
 - イ 大学施設の開放に当たって、住民等のニーズを把握し、開放する施設(ホール等)の範囲、料金設定等について検討する。(再掲)
 - ウ 大学が保有する各種情報、技術等の提供にあたって、それぞれの目的、対象者等を勘案し、料金の徴収について検討する。
 - エ 民間医療機関等が実施する高度医療や研究に係る倫理面等の審査受託について、地域のニーズや他大学の実施状況調査を実施する。(再掲)
 - オ 病院領収書、ホームページ、施設等を活用した広告の実施について検討する。
 - カ 教員の知識・技術等を活用した各種グッズ、刊行物等の作成・販売について検討する。
 - キ 学生、患者等の利便性を向上させるため、各種スペースの民間への貸与等について検討する。
- (8) サービスに見合った受益者負担の観点から、図書館の各種サービスについて利用者の負担のあり方を検討する。

3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

- (1) ア 所属単位で各種経費の執行状況の定期的な点検を行い、効率的業務の執行に取り組むとともに、コスト意識の醸成に努める。
 - イ H19年度にESCO事業者選定を終え、H21年度事業開始に向け契約・改修工事を進めるとともにファシリティマネジメントに取り組む。
 - ウ 職員のコスト意識を醸成するため、研修等の啓発活動の取組みを進める。
- (2) ア 事務手続き、刊行物、各種情報などの電子化を推進する。
 - イ 電子メール等の活用により、書類の削減と事務の効率化に取り組む。
- (3) ア 一括支払の実施、複数年契約制度の改正に向けて検討・準備を進め、柔軟で効率的な経費の執行に取り組む。
 - イ 工事等の発注に当たっては、透明性や競争性の確保が促進されるよう、多様な入札制度を導入する。

4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 資産の適切なリスク管理を行うとともに、長期保全計画に基づき、効果的・効率的な管理を図る。
- (2) 全学的な視点による設備・機器等の共同利用や維持管理を進める。
- (3) 適切な資金運用を行う。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- (1) 自己点検・評価を適切に実施するための体制等を整備する。
- (2) 大学基準協会の相互評価結果に対する改善策を実行する。
- (3) 中期計画、年度計画等の学内運営に関する重要な計画の推進管理を行う。
- (4) 自己点検・評価を効率的に実施するため各種基礎データの情報収集・分析のシステムを構築する。
- (5) 大学基準協会の相互評価に対する改善状況等を含め、自己点検・評価結果をホームページにより公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- (1) ア 教育・研究・診療・社会貢献等の活動状況などを、道民に分かりやすく情報発信するため、ホームページを充実するとともに大学広報誌の発行を始めとする様々な広報媒体の充実を図る。
 - イ 役員会、経営審議会、教育研究評議会等の議事項目等や財務・組織・管理運営について、ホームページにより公開する。
 - ウ 役員会、経営審議会、教育研究評議会等の議事項目等や財務・組織・管理運営に関する情報をホームページ等により学内共有を図る。
- (2) ア 産学・地域連携を推進するための広報・情報提供体制の充実を図る。
 - イ 研究成果等を公表するため、印刷物やホームページの改善・充実を進めるなど、多種多様な広報媒体の活用について検討する。(再掲)
- (3) 大学の広報・広聴機能を検証し、今後の体制を充実する。
- (4) ア 地域社会等の要望に応じ迅速に情報提供ができるよう、大学が保有する各種情報のデータベース化を進める。
 - イ 大学各部門のホームページを適宜、更新・充実するとともに、情報提供にあたっては、個人情報の保護に十分配慮する。
- (5) ア ホームページ、パンフレット、公開講座等を活用し、積極的に地域へ先進医療情報等を提供する。
 - イ 地域での公開講座の開催などを積極的に行う。
- (6) 大学運営や各種計画等に道民の意見を反映させる仕組みについて検討する。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- (1) 建物等の機能維持や耐久性の確保を図るため、教育施設の耐震改修等計画に基づき実施する。
 - また、基本計画の実現に向けた取り組みを進める。
- (2) ア 建築物等の維持管理や有効活用、光熱水費の縮減を図るため、長期保全計画に基づき、計画的かつ効果的な施設の管理・運営を図り、ファシリティマネジメントに取り組む。
 - イ H19年度にESCO事業者選定を終え、H21年度事業開始に向け契約・改修工事を進める。

2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

- (1) ア (ア) 労働安全衛生、事故防止等に関する学内規程等の整備を行う。
 - (イ) 必要に応じガイドライン、点検マニュアル等の作成について検討する。
 - (ウ) 教職員の健康リスクに対応した各種健康診断を適切に実施する。
- イ 安全管理に関する責任体制を明確にし、規程、点検マニュアル等の定期的な検証を行う仕組みを検討する。
- ウ (ア) ガイドライン等に関する講習会等を開催する。
 - (イ) 防火・防災訓練等の実施にあたって適宜工夫し、効果的に実施する。
- エ (ア) 防犯・防災の体制を整備する。
 - (イ) 施設設備の定期的な点検を実施する。
- オ (ア) 個人情報の保護等の重要性を喚起するため、学生等に対する説明会を実施するなど、情報管理を徹底する。
 - (イ) 情報ネットワークシステムの改修を実施し、情報セキュリティ対策の向上を図る。

- カ 大規模な事故・災害等に備え、リスク管理のあり方を検討する。
- (2) ア 再生品、エコマーク商品など、環境に配慮した機器、物品等の使用、購入に努める。
- イ 教職員等に対する啓発活動を行うなど、各種省エネルギー対策を講じ、光熱水費等の縮減に努める。
- ウ H19年度にESCO事業者選定を終え、H21年度事業開始に向け契約・改修工事を進める。
- エ 法令に基づき廃棄物を適正に処理する。

第6 予算、収支計画及び資金計画

別紙

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1.8億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第10 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
施設整備事業費	541	施設整備費補助金
医療機器整備費	520	長期借入金

2 人事に関する計画

第2の3「人事の改善に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

なし

(別紙)
予 算

平成 2 0 年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	7, 4 1 0
施設整備費補助金	5 4 1
自己収入	1 9, 9 3 9
授業料及び入学金検定料収入	9 0 9
附属病院収入	1 8, 4 0 0
雑収入	6 3 0
受託研究等収入及び寄附金収入等	8 4 5
長期借入金収入	5 2 0
計	2 9, 2 5 5
支 出	
業務費	2 7, 3 4 1
教育研究経費	1, 7 2 2
診療経費	1 0, 0 7 2
人件費	1 5, 0 6 8
一般管理費	4 7 9
財務費用	8
施設整備費	1, 0 6 1
受託研究等経費及び寄附金事業費等	8 4 5
長期借入金償還金	-
計	2 9, 2 5 5

収支計画

平成20年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	28,978
業務費	27,404
教育研究経費	1,981
診療経費	9,909
受託研究費等	445
役員人件費	93
教員人件費	4,591
職員人件費	10,385
一般管理経費	479
財務費用	8
減価償却費	1,087
経常収益	28,875
運営費交付金収益	7,127
授業料収益	796
入学金収益	95
検定料収益	18
附属病院収益	18,400
受託研究等収益	448
寄附金収益	380
雑益	630
資産見返運営費交付金等戻入	36
資産見返寄附金戻入	12
資産見返補助金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	932
経常損失	103
臨時損失	
臨時利益	
純損失	103

[純損失について]

長期借入金を財源として購入した診療機器に関する減価償却費の計上の影響により純損失が生じている。

資金計画

平成20年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,255
業務活動による支出	28,046
投資活動による支出	1,201
財務活動による支出	8
翌年度への繰越金	-
資金収入	29,255
業務活動による収入	28,194
運営費交付金による収入	7,410
授業料及び入学金検定料による収入	909
附属病院収入	18,400
受託収入	445
寄附金収入	400
その他収入	630
投資活動による収入	541
施設費による収入	541
財務活動による収入	520
前年度よりの繰越金	-

用語説明

[1 ページ]

【基礎配属】

基礎医学の教室に配属され、実際の基礎研究の場で行われる体験的実習。

【チュートリアル教育】

少人数で構成された学習グループに課題を与え、学生たちがその課題を手がかりにこれを掘り下げ、討議を重ねながら問題解決へと至る能動的自己学習教育プログラム。

【TOEIC】

Test of English for International Communication の略称。英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテスト。

【TOEFL】

Test of English as a Foreign Language の略称。米国、カナダの大学に留学を希望する外国人学生が大学での授業についていける英語力を有しているかを評価する目的で開発されたテスト。

【オープンキャンパス】

受験を希望する学生に対し、大学のことを深く理解してもらうために、施設の利用や教授、在学生等の話を聞くなど、キャンパスを公開し見学させる方法。

【e-ラーニング】

パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して行う教育方法。教室で学習を行う場合と比べ、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。

[2 ページ]

【リメディアル教育】

物理、生物などの基礎学力の低下が問題となっている科目について WEB ベースなどの教材を用いて補完的な講義を行うこと。

【研究教授制】

社会人入学者が所属する企業及び研究機関で教育研究指導に当たる研究者に対し、研究教授の称号を授与する制度。大学院生の帰任後の指導を行わせるとともに本学の教室との連携を図り、大学院生の研究継続となる環境を構築することを目的。また、共同研究を通じて定期的に本学で研究教育に携わっている学外研究者も対象。

【長期履修制度】

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する制度。

【地域密着型チーム医療実習】

平成16年度の文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択となった事業で、地域全体を把握し理解するための地域密着型実習を医学部・保健医療学部合同で行う内容。新しいチーム医療カリキュラムを開発し、医学部、保健医療学部(看護、作業療法、理学療法)所属学生の混成チームによる、地域における滞在型実習。具体的には、モデル地区を設定し、地域病院でのプライマリーケア、保健所・リハビリ施設・役場・学校など多様な施設で住民の生活に主眼を置いた生活の質的向上、予防医療を志向した実践活動を中心に行う実習。

【USMLE】

United States Medical Licensing Examinationの略称。合衆国医師資格試験。Step 1 からStep 3 まで4つの試験で構成される。Step 1 は基礎医学のテスト。Step 2 CK(Clinical Knowledge)は臨床医学の知識を問う試験Step 2 CS(Clinical Skill)は模擬患者を前にした実技試験Step 3 は通常Residency (研修)終了後に受験するフル医師資格を得るための試験。Step1,2 をパスすれば、合衆国内で上級医のSupervise下に臨床行為を行うことが出来る。

[3 ページ]

【プライマリーケア】

プライマリーヘルスケアの略称。健康増進、疾病予防、患者の診断・治療及びリハビリテーションを全て含めた包括医療をその内容とするものであり、医師が初期患者の問題を適確に把握して、適切な指示や緊急に必要な処置の実施や、他の適切な医師への紹介を行い、また、個人や家庭の継続的健康の保持、慢性疾患の継続的な治療やリハビリテーションについて、いわゆる主治医としての役割を果たすもの。

【臨床教授制】

指導医の確保のために導入された制度。文科省の21世紀医学・医療懇談会の第1次報告(平成8年)の教育部会報告の中で、「医療人の育成を図る上で、臨床実習を含む臨床教育の充実を図ることは極めて重要である。そのために新たに臨床教授制度を設け、大学の教官とともに、大学以外の医療機関等の優れた人材が医療現場での豊かな経験を踏まえ、医療人材育成に参加、協力できる方策を立てることが強く望まれる」と書かれている。

【クリニカル・クラークシップ】

医学部の学生が、附属病院の病棟に所属し、医療チームの一員として、実際に患者の診療に携わるような臨床実習の形態。

【CBT】【OSCE】

臨床実習開始前に全国の大学医学部の学生を対象に行われる評価試験。コンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する客観試験 CBT (Computer Based Testing) と態度・診察技能を評価する客観的臨床能力試験 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) から構成。

【MD-PhD コース】

基礎医学研究者を育成するために設定したプログラム。医学部学生が一定の条件を満たせば医学部に在籍したままで大学院に進学することができる。大学院の課程を3年で修了することにより学位が早期に獲得できるばかりでなく、学部生活と大学院を同時進行することが可能。

[4 ページ]

【専門看護師】

日本看護協会専門看護師認定試験に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者。

【FD活動】

ファカルティ・ディベロップメント (faculty development)。教員が、より質の高い教育を学生に提供できるように、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組みの総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催など。

【TA (ティーチング・アシスタント)】

大学院学生に対し、教育的配慮の下、学部学生に対する助言や、実験、実習、演習などの教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会を提供。

【RA (リサーチ・アシスタント)】

大学院学生に研究活動に必要な補助業務を行わせることにより、大学における研究の円滑な実施と大学院学生への研究のトレーニングの機会を提供。

【シラバス】

syllabus。授業科目毎に学習概要、評価方法・基準などを記載した授業計画書。

[5 ページ]

【教育専任教員】

教育の充実を図るため、各学部長の命を受け、教育に関し、調査・研究、企画・調整等を行う教員。

【PBLチュートリアル教育】

学生を小人数にわけて行う、問題立脚型の学習方法を PBL (Problem-based learning) といい、少人数で構成された学生のグループに課題が与えられ、学生がその課題を検討し、解決していく教育方法を行う。教員はチューターと呼ばれる、議論を進行させる役に徹する。チューター役を務める教員が、学生を医師の臨床推論に即した思考過程の中に立たせ、知識の習得・統合・構築・応用を図らせることが目的。

【聴講生】

特定の授業科目を聴講する制度。

[6 ページ]

【IST】

Independent Study Time の略称。学生の自主的学習の時間。

[7 ページ]

【任期制】

大学教員の任期を定めた任用を行う制度。任期制の導入やその具体的な内容 (任期を付ける職、任期の長さ、再任の可否等) は各大学が判断し決定。

【倫理委員会】

医学の研究及び臨床応用等について、ヘルシンキ宣言の趣旨の沿った倫理的配慮を図ることを目的として設置。医の倫理のあり方に係る基本的事項の調査、審議や、研究等について実施責任者が提出する実施計画及び成果の公表計画に係る審査、研究の有用性等の審査などを行う組織。

【臨床研究審査委員会】

附属病院及び附属病院に審査を依頼しようとする医療機関で行われる治験用医薬品、新医療機器、新術式等に係る医学の研究及び臨床応用に関して、倫理的及び科学的妥当性について調査審議を行う組織。

[8 ページ]

【初期臨床研修】

平成16年度から義務化された医師免許取得後2年間の研修制度。札幌大附属病院臨床研修センターでは、附属病院と協力型研修病院をそれぞれ1年研修するコースと、2年とも附属病院で研修するコースを設定。

【後期臨床研修・専門医養成】

初期臨床研修後、専門的知識を学び、経験を積むことにより、各種専門医資格の取得を目的とした、本学附属病院臨床研修センターが実施するプログラム。並行して臨床医学研究を進めることにより、学位（医学博士）の取得も可能。研修期間は3年～7年。

【コメディカルスタッフ】

病院職員のうちで診療補助部門の職員を総称している。具体的には、看護婦、臨床検査技師、放射線技師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、栄養士などを含む。

【高度救命救急センター】

従来の救命救急センターの役割に加えて、「広範囲熱傷」「急性中毒」「指肢切断等の特殊疾患患者」に対し、高度な救急医療を行う専任医師と看護師等の診療体制及び設備を24時間体制で備えている救命救急センター。

【北海道リハビリテーション支援センター】

全道的な研修会の開催や相談窓口の設置によって、各地におかれた地域リハビリテーション広域支援センターを支援。また、リハビリテーションに関する調査・研究など新しいリハビリテーションを発信する機能を有する機関。

【エイズブロック拠点病院】

国立国際医療センターのエイズ治療研究開発センターをエイズ治療の中心として、全国を8ブロックに分け、各ブロックの核となる病院。

【基幹災害医療センター】

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能とともに、被災地からの重症傷病者の受入機能、医療救護班の派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材等の貸出し機能を有し、さらに要員の訓練・研修機能を有する機関。

【メディカルコントロール体制】

メディカルコントロール（MC）とは、医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保証することであり、国においては、消防庁、厚生労働省において、それぞれ「救急業務の高度化の推進」及び「病院前救護体制のあり方」の立場から鋭意検討し、具体的なメディカルコントロール体制の構築と充実を図ることとなった。このため、各都道府県においても、消防主管部局、衛生主管部局双方において、救急業務の高度化・病院前救護体制の確立に取り組むこととなり、両部局の連携と協力により推進している。

[1 1 ページ]

【セカンドオピニオン外来】

セカンドオピニオン（第二の意見）を求める患者やそのご家族に対して、既に診療を受けている医療機関からの紹介状と必要な資料に基づき、当院の医師から参考となる情報・意見を提供する外来。

[1 2 ページ]

【患者アドボカシー室】

「アドボカシー（Advocacy）」とは「誰か（例えば患者の皆様）の味方をする」「権利を擁護する」「代弁する」という意味で、患者・家族の皆様から話しを傾聴し、苦情や提言に対し、対象となった職員「あるいは部署、病院」への事実確認、問題提議、解決依頼に関わる活動をするところ。

【SCU】

SCU（Stroke Care Unit）脳卒中集中治療室。

【CCU】

CCU（Coronary Care Unit）心臓内科系の集中治療室。

【HCU】

HCU（High Care Unit）準集中治療室、集中管理病棟、重症患者病棟。

【特定機能病院】

一般医療機関では実施することが難しい手術や高度先進医療などの先進的な高度医療を、高度な医療機器、充実の施設の中で行うことができる病院で以下のような条件を全て満たし、厚生労働大臣の承認を得た病院。

- (1) 高度の医療を提供・評価・開発・研修することができる
- (2) 内科・外科など主要な診療科が10以上ある
- (3) 病床（ベッド）数が500以上ある
- (4) 集中治療室などの高度な医療機器・施設がある
- (5) 医師・看護師・薬剤師らが特定数以上いる 等

【トランスレーショナルリサーチ】

基礎的な研究成果を臨床の場へと効果的に応用、橋渡ししていく研究。

[1 3 ページ]

【臨床登録医制度】

札幌医科大学と同大学医師会が連携して、医師の生涯学習に資するとともに地域医療の支援を行うことにより、本道における医療体制の充実と発展に寄与することを目的として実施。内容としては、

- (1) 医療情報ネットワークによるインターネットEメール・FAXによる症例及び医学研究に関するコ

ンサルテーションの活用

- (2) 札幌医科大学附属総合情報センター所長の許可を受け、学内ネットワークへの接続による医療情報の検索、コンピュータネットワーク機器の利用方法の指導・講習、情報研究室の機器の利用により研究活動についての同情報センターの利用
- (3) 札幌医科大学附属図書館の図書の閲覧、文献の複写等についての利用
- (4) 直接診療は行わないが、当該診療科等の長の監督を受け、指導医師の下に、診療の場、病棟回診、症例検討会その他の研究会への参加

[1 4 ページ]

【後発医薬品】

製造方法などに関する特許権の期限が切れた先発医薬品について、特許権者でない医薬品製造企業がその特許内容を利用して製造した、同じ主成分を含んだ医薬品を指す。商品名でなく有効成分名を指す一般名（generic name）で処方されることが多い欧米にならって、近年、「ジェネリック医薬品」と呼ばれるようになった。

[1 5 ページ]

【日本医療機能評価機構】

財団法人日本医療機能評価機構。学術的、中立的な第三者の立場での病院を評価する事業を実施している。

[1 6 ページ]

【裁量労働制】

仕事の仕方や時間配分について使用者が細かく指示できない一定の業務に従事する労働者に対し、労働時間計算を実労働時間ではなく、みなし時間によって行う制度。

[1 7 ページ]

【自己点検・評価】

学校教育法により、大学の教育研究水準の向上に資するため、大学が自ら実施しなければならない点検・評価。

【大学基準協会】

財団法人大学基準協会。認証評価機関の一つであり、大学の基準づくりそれに基づく正会員に対する相互評価を中心に活動している。

[1 8 ページ]

【ファシリティマネジメント】

F M。土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画、管理、活用する経営管理活動。

【E S C O（エスコ）】

Energy Service Company の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。